令和８年（フ）第３７９号
大阪府和泉市芦部町122番地の３（101）
債務者　徳田　楓麻
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８０号
大阪府和泉市芦部町122番地の３（101）
債務者　徳田　美香（旧姓原崎）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番６―306号
債務者　前本　志居
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
大阪府阪南市尾崎町５丁目26番17号
債務者　辻本　勝彦
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４００号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目３―205―２、住民票上の住所大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番84―２号
債務者　河合　亮介
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０９号
大阪府泉佐野市中町２丁目４番46―216号
債務者　森下　明裕
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
大阪府泉佐野市市場南１丁目６番18―102号
債務者　花崎喜代子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目4054番地（103）
債務者　北野　郁美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２１号
大阪府泉大津市小松町13番１―301号
債務者　吉田　　朗
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
大阪府泉大津市要池住宅９番1307号
債務者　山原　芳子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
大阪府和泉市寺田町二丁目６番１―210号
債務者　藍原　優子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２５号
大阪府泉南市樽井６丁目12番19号　アパート明和102号
債務者　遠山　眞理
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市額原町303番地　府営住宅１棟410号
債務者　志田　光夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
大阪府岸和田市南町32番６―201号
債務者　百武　幸枝
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３１号
大阪府和泉市伏屋町三丁目23番32号（202）
債務者　春田　勇杜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
大阪府和泉市室堂町96番地の１（115）、前住所兵庫県姫路市網干区高田566番地　パークサイド１―102号
債務者　黒田　成明
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３３号
大阪府貝塚市橋本954番地　セントレア貝塚Ⅲ103号
債務者　湊　　吉信
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係